

## 東京都板橋区土地境界確認事務取扱基準

(令和3年5月7日総務部長決定)

### (目的)

第1条 この基準は、東京都板橋区公有財産規則(昭和39年板橋区規則第21号。以下「規則」という。)第5条、第6条及び第16条の規定に基づき、部(規則第2条第1号に規定する部をいう。)が保管する土地(以下「区有地」という。)に係る土地境界確認事務処理(以下「土地境界確認事務」という。)の手續きの明確化を図るとともに、これに必要な様式を定めることにより、土地境界確認事務を適正かつ効率的に執行することを目的とする。

なお、区有地の土地境界確認事務の手續きに関しては、別に定めるものを除くほか、この基準の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 境界 区有地と区有地以外の土地との境をいう。
- (2) 土地境界 所有権の境界をいう。
- (3) 土地境界確認 東京都板橋区と隣接土地所有者との間で、土地境界が不明又は合意された土地境界を書面に表していない箇所について、調査、測量、現地立会及び協議のうえ、境界標を現地に明示し双方の合意に基づき、土地境界を土地境界確認図に表し、双方が署名捺印することにより土地境界を確認する作業をいう。
- (4) 土地境界確認図 土地境界確認において、合意した土地境界を書面に表したものをいう。
- (5) 土地境界確認協定書 第3号により土地境界確認された土地境界確認図及びその添付文書により構成されたものをいう。
- (6) 財産保管者 規則第2条に規定する部長をいう。

### (土地境界確認事務の実施)

第3条 総務部長は、次の各号のいずれかに該当するときは土地境界確認を行うものとする。

- (1) 土地境界確認申出書(別記第1号様式。以下「申出書」という。)により土地境界確認の申出(以下「申出」という。)があった場合で、第8条の規定により申出書を受理したとき。
- (2) 国、地方公共団体、国又は地方公共団体の外郭団体等が公共事業を施行するため、土地境界確認をする必要が生じた場合で、当該団体等から書面による申出を受理したとき。  
なお、この書面は第7条に準ずること。
- (3) 財産保管者が公共事業を施行するため、土地境界確認をする必要が生じた場合で、当該財産保管者から書面による申出を受理したとき。なお、この書面は第7条に準ずること。

### (申出者の範囲等)

第4条 申出をすることができる者は、土地境界確認を行う土地(以下「申出地」という。)の所有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める者が申出することができるものとする。

- (1) 申出地の所有者が法人の場合は、当該法人の代表者とする。なお、法人が解散又は破産等しているときには、その清算人又は管財人等とし、官公庁又は特殊法人等であるときは、法令、定款又は寄付行為等の定める代表権のある者とする。
- (2) 申出地の所有者が死亡している場合は、法定相続人全員とする。ただし、遺産分割協議書、遺言公正証書、裁判所の審判・調停調書等により土地の権利者が確認できるときは、当該土地の権利者とする。
- (3) 申出地の所有者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は、被補助人である場合は法定代理人とする。
- (4) 申出地が共有地の場合は、共有者全員とする。なお、区分所有建物の敷地の場合には、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）に基づく管理組合の規約等により定められた者（同意書添付による代表者も可）とする。
- (5) 申出地が信託財産登記された信託財産の場合は、委託者及び受託者両者の共同申出とする。なお、受益者が設定されている場合は、受託者及び受益者とし、信託原本等に特別な定めがある場合は、その内容に従った者とする。
- (6) 土地の登記簿謄本（全部事項証明書）等（以下「登記簿謄本等」という。）に「差押」かつ「裁判所競売開始決定」の記載がある場合には、債権者又は申立人の同意書等の添付を要する。
- (7) 申出地の権利関係が複雑な場合は、申出者としての当事者能力を有することを確認できる書面を添付する（破産管財人証明、裁判所の審判、判決、和解調書等）。
- (8) 申出地の現況又は地目が境内地又は墓地等の場合は、宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 23 条に基づく規則で定めるものとする。  
なお、宗教法人の規則に別段の定めがない場合は責任役員の議決により定めた者とする。
- (9) 前条第 3 号による申出者は、財産保管者とする。
- (10) その他、特に総務部長が認めた者とする。

(代理人)

第 5 条 土地所有者（前条各号に定める者を含む。）から委任を受けた者（以下「代理人」という。）は、土地所有者に代わって申出、立会及び合意を行うことができる。

2 代理人は、委任状及び委任者、代理人それぞれの印鑑証明書を添付し、申出するものとする。ただし、委任状に代理人の使用印が明示されている場合は、代理人の印鑑証明書を必要としない。委任状は、委任内容を明確にしなければならない。

3 現地において、境界立会及び境界協議に関する権限を代理人に委任する場合は、委任状を提出する。

(実務取扱者)

第 6 条 申出者は、前条の代理人のほか土地の測量、図面作成等の能力を有する者（以下「実務取扱者」という。）に、土地境界確認に必要な実務を申出者に代わって行なわせることができる。

(申出書の作成)

第 7 条 申出書には、次に掲げる書類を添付する。

(1) 印鑑証明書

- ① 印鑑証明書は、発行後 3 か月以内のものとする。

- ② 申出者が法人の場合は、商業登記簿謄本、資格証明書又は代表者事項証明書のいずれかを添付する。
- (2) 登記簿謄本等  
申出地の登記簿謄本等は発行後3か月以内のものを添付するほか、下記によるものとする。
- ① 登記簿謄本等と印鑑証明書の記載住所が異なる場合は、住民票、戸籍の附票、商業登記簿謄本、住居表示変更証明書の「写し」等のいずれかの住所の沿革が判明できる資料を添付する。
- ② 登記簿謄本等に記載されている土地所有者が死亡している場合は、相続関係説明図を添付し、その確認のため、被相続人からはじまる戸籍謄本、住民票、遺産分割協議書その他の原本及び写しを提出する。  
なお、原本は確認のうえ申出者へ返却する。
- (3) 土地所有者調書  
登記簿謄本等の記載事項により申出地及び区有地に隣接する土地について調査し、「土地所有者調書」(別記第2号様式)に記入する。
- (4) 地図(公図)写し  
法務省法務局備付けの地図(公図)により、広範囲に複写して、方位、縮尺、法務局名及び複写年月日を記入する。また、必要に応じて旧公図を添付する。
- (5) 現況実測平面図  
現地の形状が明確に把握できるよう建物・垣根等の寸法を明記した実測図(実測年月日、作成者の氏名及び資格登録番号、方位並びに土地の地番を記入)とする。  
なお、現況実測平面図の縮尺は原則として250分の1とする。
- (6) 現地案内図  
申出地及び方位を記入する。
- (7) 委任状  
第5条の規定による。
- (8) その他  
参考資料として地積測量図、土地実測図等の資料がある場合には、その資料の写しを添付する。

(申出書の受理)

第8条 総務部長は、申出があったときは申出書の記入事項及び添付書類を審査し、申出図書が揃ったときに申出書を受理する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、申出書を受理しない。

- (1) 第4条又は第5条の要件を欠く場合
- (2) 申出地について現に訴訟が係属中である場合
- (3) 申出地に線で接する土地の所有者が登記簿謄本等において確認できない場合
- (4) 国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく地籍調査若しくは都市再生地籍調査(官民境界等先行調査)が完了している場合又は同法第19条第5項の規定により、国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定された地区である場合

(申出事項変更届)

第9条 申出書の受理後、申出記載事項に変更があった場合は、「申出事項変更届」(別記第3号様式)を提出する。この場合、印鑑証明書、住民票、資格証明書、登記事項証明書、公図等の変更事項を確認できる書類を添付する。

2 申出書の受理後、土地所有者に変更があった場合は、「土地所有者変更届」(別記第4号様式)を提出する。この場合、印鑑証明書、住民票、資格証明書、登記事項証明書、公図等の変更事項を確認できる書類を添付する。

3 申出書の受理後、実務取扱者に変更があった場合は、「土地境界確認申出書の実務取扱者変更届」(別記第5号様式)を提出する。

(現地調査)

第10条 総務部長は、必要に応じて、実務取扱者、財産管理者、申出者又は関係土地所有者の立会いを求め、現地調査を実施する。

(境界協議の依頼)

第11条 総務部長は、実務取扱者、財産保管者と協議日時を調整のうえ、境界協議依頼書(別記第6号様式)により財産保管者へ協議を依頼する。

(境界立会の依頼)

第12条 総務部長は、申出者、関係土地所有者、実務取扱者、財産保管者と現地立会い日時を調整のうえ、立会依頼書(別記第7号様式)により財産保管者へ立会を依頼する。

(現地立会及び協議)

第13条 総務部長は、実務取扱者に現地に仮境界線を表示させ、財産保管者等の立会のもとに申出者、関係土地所有者又は代理人及び実務取扱者と土地境界確認の協議を行う。

(土地境界確認図の確認)

第14条 申出者は、必要に応じ、次条の土地境界確認協定書を提出する前に、総務部長に土地境界確認図の確認を受けなければならない。

(協議成立に係る事務処理)

第15条 総務部長は、協議が成立したとき、土地境界確認協定書(別記第8号様式)及び土地境界確認書(別記第9号様式)の作成を申出者へ依頼する。

2 総務部長は、境界確認点(協議が成立した境界点)に石杭等の境界標の設置を申出者へ依頼する。

3 申出者及び関係土地所有者は、土地境界確認協定書及び土地境界確認書に土地境界確認図を添付のうえ、土地境界確認協定書及び土地境界確認書に境界立会場所、土地の地番、住所及び立会年月日を記入し署名捺印する。

4 申出者は、関係土地所有者から境界確認を得た土地境界確認協定書及び土地境界確認書とその複写図を総務部長に提出しなければならない。

(申出事案の決定)

第16条 総務部長は、申出者から土地境界確認協定書及び土地境界確認書の提出があった場合は、これを土地境界確認申出事案(以下「申出事案」という。)として文書で決定する。

(土地境界確認協定書の取り交わし)

第17条 前条の規定により申出事案が決定したとき、総務部長は、申出者と土地境界確認協定書を取り交わし、関係土地所有者に対し「土地境界確認通知書」(別記第10号様式)

により通知する。

(申出書の取下げ)

第 18 条 申出者は、申出書を取り下げる場合は、「土地境界確認申出書の取下げ書」(別記第 11 号様式)を提出しなければならない。

(協議不調事案、協議不能事案の処理)

第 19 条 申出書の受理後、原則として 3 か月を経過しても境界立会が終了していない場合は、協議不調事案として処理する。

2 境界立会において協議が終了した後、原則として 2 か月を経過しても申出者から第 15 条に定める土地境界確認協定書が提出されない場合は、協議不調事案として処理する。

3 境界立会において協議をした結果、境界確認について合意に至らなかった場合は、協議不調事案として処理する。

4 申出書の受理後、申出者が第 4 条に定める申出をすることができる者の要件を欠くこととなったときは、協議不能事案として処理する。

(書類の保存及び管理)

第 20 条 土地境界確認に係る完結文書は長期保存文書として保管する。

(財産保管者等からの申出による土地境界確認)

第 21 条 第 7 条から前条までの規定は、第 3 条第 2 号及び第 3 号に規定する申出があった場合における土地境界確認について準用する。

(その他)

第 22 条 この基準に定めのない事項については、別に契約管財課長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 30 年 6 月 8 日施行)

(施行期日)

1 この一部改正は、政策経営部長決定の日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の一部改正前の東京都板橋区土地境界確認事務取扱基準の第 1 号様式から第 7 号様式の内紙で申請を行い、現に境界確認協議を行っているものについては、改正後の様式と読み替えて協議を継続することができる。

3 この基準の一部改正前の東京都板橋区土地境界確認事務取扱基準の第 1 号様式から第 7 号様式の内紙で、現に残存するものについては、取り繕って使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この一部改正は、総務部長決定の日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の一部改正前の東京都板橋区土地境界確認事務取扱基準の第 1 号様式から第 7

号様式用の紙で申請を行い、現に境界確認協議を行っているものについては、改正後の様式と読み替えて協議を継続することができる。

- 3 この基準の一部改正前の東京都板橋区土地境界確認事務取扱基準の第1号様式から第7号様式用の紙で、現に残存するものについては、取り繕って使用することができる。

(別記第1号様式)

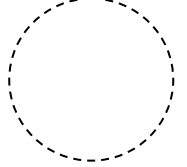
年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

土地所有者  
住 所

氏 名  
TEL ( )

実印



## 土地境界確認申出書

私所有の下記土地と隣接する東京都板橋区有地との境界（図面朱線表示部分の箇所）を協議し、土地境界の確認をお願いします。

記

1 申出地

土地の所在 板橋区 町・丁目 番 (地 番)

2 東京都板橋区有地

土地の所在 板橋区 町・丁目 番 (地 番)

3 確認箇所 別添図面朱線表示部分

4 添付書類

- (1) 印鑑証明書
- (2) 資格証明書（法人による申出）
- (3) 相続を証する書面（相続による申出）
- (4) 土地登記簿謄本（全部事項証明書）
- (5) 土地所有者調書
- (6) 公図（写し）
- (7) 現況実測図（縮尺1/250）
- (8) 案内図
- (9) その他（参考資料）

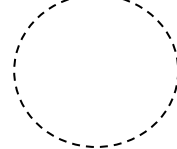
各1部

5 実務取扱者

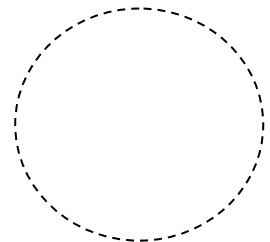
住 所

氏 名  
TEL ( )  
(担当者 )

印



区受付印







年 月 日

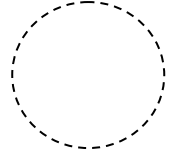
(宛先) 東京都板橋区長

申出者

住 所

氏 名

実 印



### 申出事項変更届

このたび、当初申出書の記載事項のうち（ ）  
について変更しましたので、関係書類を添えて届出ます。

#### 記

1 変更前

\_\_\_\_\_

2 変更後

\_\_\_\_\_

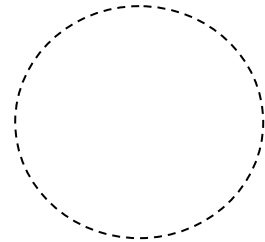
3 変更年月日

年 月 日

4 提出書類

印鑑証明書、資格証明書（法人による申出）土地登記簿謄本（全部事項  
証明書）、公函等、変更事項の確認ができるもの。

区受付印



(別記第4号様式)

年 月 日

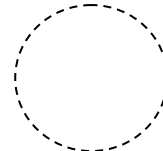
(宛先) 東京都板橋区長

新土地所有者

住 所

氏 名

実印



### 土地所有者変更届

このたび、別添の書類のとおり下記土地の所有権を取得しましたので、前所有者が申出した「土地境界確認申出書」により、引続きの手続きをお願いいたします。

#### 記

1 土地所在・地番 板橋区 丁目 番

2 前土地所有者 \_\_\_\_\_

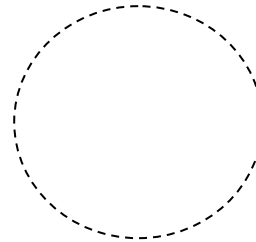
3 所有権変更登記年月日 年 月 日

4 添付書類

- ① 印鑑証明書
- ② 資格証明書 (法人による申出)
- ③ 土地登記簿謄本 (全部事項証明書)
- ④ その他 (参考資料)

各1部

区受付印



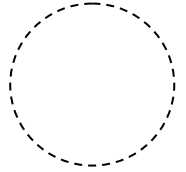
(別記第5号様式)

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

土地所有者  
住 所  
  
氏 名

実 印



### 土地境界確認申出書の実務取扱者変更届

年 月 日付で提出しました、私の所有する下記土地と、これに隣接する  
東京都板橋区有地との土地境界確認申出書の実務取扱者は、都合により変更いたします。

#### 記

1 土地所在・地番

板橋区 町・丁目 番

2 実務取扱者 (変更後)

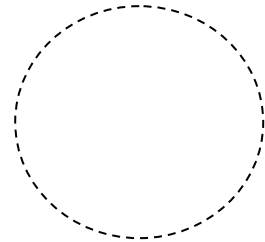
住 所

氏 名 印

電 話 ( )

(担当者 )

区受付印



(別記第6号様式)

板 総 契 管 第 号  
年 月 日

(財産保管者) 様

総務部長  
(公印省略)

### 境 界 協 議 依 頼 書

貴職が保管している東京都板橋区有地の \_\_\_\_\_ と、これに隣接する \_\_\_\_\_ の土地との境界について、\_\_\_\_\_ 様 から申出があり、下記のとおり境界協議を行うことになりました。

参考となる管理図面等がありましたら事前にご連絡いただき、お手数ではありますが、境界協議に担当職員の参加をお願い致します。

#### 記

- 1 申出場所 板橋区 丁目 番 (地番)  
(住居表示: 丁目 番 号)
- 2 協議日時 ○○年○○月○○日 ○○時から
- 3 場 所 契約管財課
- 4 添付書類 案内図・公図 (写し)

総務部契約管財課管財係  
電話03 (3579) 2243  
担当

(別記第7号様式)

板 総 契 管 第 号  
年 月 日

(財産保管者) 様

総務部長  
(公印省略)

### 立 会 依 頼 書

貴職が保管している東京都板橋区有地の \_\_\_\_\_ と、これに隣接する \_\_\_\_\_ の土地との境界について、\_\_\_\_\_ 様 から申出があり、現地において下記のとおり立会協議を行うことになりました。

立会の参考となる管理図面等がありましたら事前にご連絡いただき、お手数ではありますが、立会いに担当職員の参加をお願い致します。

### 記

- 立会場所 板橋区 丁目 番 (地番)  
(住居表示: 丁目 番 号)
- 立会日 年 月 日
- 立会時間 時 分
- 添付書類 案内図・地図 (公図) 写し・現況実測図

総務部契約管財課管財係  
電話03 (3579) 2243  
担当

## 土地境界確認協定書

(以下「甲」という。)と東京都板橋区(以下「乙」という。)とは、土地境界(所有権界)確認のため、現地において立ち会い協議した結果、合意に達したので、次のとおり協定を締結する。

1 物件の表示

甲の所有地

東京都板橋区

乙の所有地

東京都板橋区

2 現地立会年月日 年 月 日

3 甲の所有地と乙の所有地との境界線は、別添土地境界確認図に表示した境界点  
符号 を順次直線で結んだ線で定める。

4 甲又は乙が前項で定めた境界線に関する土地を第三者に譲渡する場合は、本協定書の内容及び協定上の地位を承継させるものとする。

この協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

年 月 日

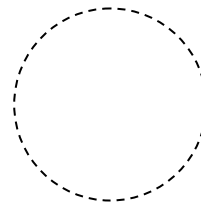
(甲) 住 所

氏 名

(乙) 住 所 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

氏 名 東京都板橋区  
東京都板橋区長

実 印



(宛先) 東京都板橋区長

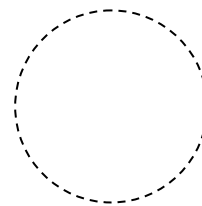
## 土地境界確認書

別添図面の境界点 \_\_\_\_\_ について、下記の私 (以下「甲」という。) の所有地と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) の所有地及び東京都板橋区 (以下「丙」という。) の所有地との境界であることを確認しました。

- 1 甲の所有地 (確認者)  
東京都板橋区
- 2 乙の所有地 (申出者)  
東京都板橋区
- 3 丙の所有地 (板橋区)  
東京都板橋区
- 4 現地立会年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(確認者)  
(甲) 住 所  
  
氏 名

認 印



板総契管第 号  
年 月 日

(関係土地所有者) 様

東京都板橋区長

印

## 土 地 境 界 確 認 通 知 書

現地において立会いを行った下記の土地と、区有地との境界は、別添土地境界確認図（写）のとおり確認いたしました。

### 記

#### 1 土地所在・地番

板橋区 丁目 番



(別記第 11 号様式)

年 月 日

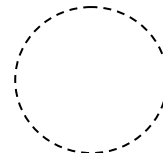
(宛先) 東京都板橋区長

土地所有者

住 所

氏 名

実 印



## 土地境界確認申出書の取下げ書

年 月 日付で提出しました、私の所有する下記土地と、これに隣接する東京都板橋区有地との土地境界確認申出書は、都合により取下げます。

記

### 1 土地所在・地番

板橋区

丁目

番